

中小企業政策

沿革

1963
S.38

中小企業基本法

画一的な弱者、諸格差の是正

↓ 改正

1999
H.11

改正

多様で活カふる
中小企業の成長の促進

↓ 改正

2013
H.25

小規模企業活性化法

小規模企業に對する施策の示針

⋮
↓

2014
H.26

小規模基本法

事業の持続的発展

小規模事業者基本法

支援体制の構築

1999
H.11

中小企業経営革新支援法

↓ 改正

2005
H.17

中小企業新事業活動促進法

↓ 改正

2016
H.28

中小企業等経営強化法

{ 経営革新計画
経営力向上計画

↓ 改正

2019
R.1.

中小企業強靱化法

事業継続力強化計画

↓ 改正

2020
R.2

中小企業成長促進法

中小企業政策

中小企業基本法

役割 **新就**の市場地域

新たな産業の創出

就業の機会を増大

市場における競争を促進

地域経済の活性化

基本理念 独自の活成

独立した中小企業の自主的な努力 ~ 99様で活かせる中小企業の成長発展

基本方針 **革新・促進・強化・円滑・充実**

経営の革新及び創業の促進を図ること

中小企業の経営基盤の強化を図ること

経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図ること

中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること

小規模基本法

基本方針

国内外の**需要**に応じた事業展開の促進

人材の育成・確保

地域住民の生活向上・交流促進

支援体制の整備

基本計画 47の目標と12の施策

需要を見据えた経営の促進

(1) ビジネスアライメントに基づく経営の促進

(2) 需要開拓に向けた支援

(3) 新事業展開や高付加価値化の支援

新陳代謝の促進

(4) 99様な小規模事業者(フリーランスなど)の支援 (新)

(5) 起業・創業支援

(6) 事業承継

(7) 人材の確保・育成

地域経済の活性化に資する事業活動の推進

(8) 地域経済に波及効果のある事業の推進

(9) 地域のコミュニティを支える事業の推進

地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

(10) 地方公共団体と支援機関の連携強化

(11) 手続きの簡素化・施策情報の提供

(12) 事業継続リスクへの対応能力の強化 (新)

中小企業経営・政策

支援機関

中小企業基盤整備機構	
中小企業投資育成株式会社	東京・大阪・名古屋
日本政策金融公庫	全国に152支店
商工組合中央金庫	
信用保証協会	47都道府県 + 横浜・川崎・名古屋・岐阜
新連携支援地域戦略会議	地域ブロック
都道府県等中小企業支援セク-	都道府県等 (政令指定都市)
中小企業再生支援協議会	都道府県 産業競争力強化法
事業承継・引継ぎ支援セク-	
下請 加工品等	都道府県 + 東京本部
商工会議所	主に市地域 主に町村地域
商工会	

知具駆け込み等

中小企業經營·政策

融資

		上限		期限		金利	担保· 保証人
		設備	運轉	設備	運轉		
公庫普通貸付		4,800		10(2)	7(1)	基	希
企業活力 強化資金	中小	72,000	25,000	20(2)	7(2)	基	希
	国民	7,200	4,800				
新創業融資		3,000	1,500	各融資制度に定めて		基	X
女性·若者向け 支援制度	中小	72,000	25,000	20(2)	7(2)	⊖ (土地は基)	希
	国民	7,200	4,800				
IT活用 促進資金	中小	72,000	25,000	20	7	基~ ⊖	希
	国民	7,200	4,800				
子儿経融資		2,000		10(2)	7(1)	⊖	X
小規模事業者 経営発達支援制度		7,200	4,800	20(2/3)	8(2/3)	⊖	希
高度化融資		80%	—	20(3)	—	⊖~無	○

中小企業 政策

高度化事業

集団化事業

工場

集積区域整備事業

商店街

施設集約化事業

ショッピングセンター

共同施設事業

物流センター

第3セクター

地域産業創造基盤整備事業

インキュベーションセンター

商店街整備等支援事業

ショッピングセンターの周り

中小企業経営政策

組合

	根拠法	認可	設立要件	発起人数	組合員割合	従事割合	組織変更
企業組合	中小企業等 協同組合法	都道府県 知事	4人 (個人)	4人	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	○
事業協同組合			4人 (事業者)		同じ	同じ	
協業組合	中小企業同士の 組織に関する法律		30人	7人	$(\frac{2}{3})$	$(\frac{1}{2})$	X
商店街振興組合	商店街振興 組合法						

小売またはサービス
組合員たる資格を有する者の

協業組合のみ

- ・ 加入・脱退が自由でない
- ・ 出資比例の議決権も可能

企業組合	1,800
事業協同組合	29,000
協業組合	700
商店街振興組合	2,500
商工組合	1,100

中小企業 經營政策

共済

	中退共	倒産防止共済	小規模企業共済
制定年度	1959	1977	1965
運営主体	勤労者退職金共済機構	中小企業基盤整備機構	
対象	従業員	中小企業	経営者
税金の 取扱い	法人：損金算入 個人：必要経費		経営者個人の 所得から控除
掛金の範囲 (月額)	5,000 ~ 30,000 (16種類)	5,000 ~ 200,000 (5,000)	1,000 ~ 70,000 (500)
資金貸付	なし	一時貸付金制度 (解納年付金の範囲内)	契約者貸付制度 (掛金合計額の範囲内) 加可
		支援内容： 回収困難額 or 掛金総額の10倍 11万未満の方	小規模 企業組合 (20) 協業組合 (20) 農林組合法人 (20) 工業法人 (5)